

伊方町入札公告第 63 号

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月1日

伊方町長 高 門 清 彦

1 制限付一般競争入札に付する事項

業務概要等	件 名	公共下水道管路施設耐震診断調査業務委託
	業務場所	伊方町内
	業務概要	下水道管路詳細診断 L=4,767m
	委託期間	契約締結日の翌日から令和8年2月10日まで

2 入札方式

(1) 伊方町電子入札運用基準（令和2年10月1日施行）で定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。
(2) やむを得ない理由により紙入札方式で入札を行う場合は、紙入札方式参加承諾願（様式1）を提出し、承諾を得ること。
① 紙入札方式参加承諾願の提出期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月8日（月）までの執務時間内
② 提出場所 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課
③ 提出方法 ②の提出場所に持参又は郵送（以下「持参等」という。）により提出することとし、①の提出期間内の必着とする。

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

一般事項	(1) 伊方町に令和6・7年度入札参加資格審査申請（測量・建設コンサルタント等）書を提出し、本案件の公告日までに受理されている者であること。
	(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
	(3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
	(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
	(5) 本件入札公告日から落札者の決定日までの間に、伊方町入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止期間中でない者であること。
	(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は伊方町暴力団排除条例（平成23年伊方町条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずる者でないこと。

個別事項	(7) 政令等の規定による登録等	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条による以下の登録を受けていること。		
		登録内容	下水道	
	(8) 本支店所在地及び区分	本支店等所在地	愛媛県内	
		本支店等区分	本店、支店又は営業所（契約権限を有すること。）	
	(9) 業務履行実績 (本件入札日以前15年間)	業務の種類等	下水道管路施設耐震診断調査等業務の履行実績がある事	
	(10) 配置予定技術者の資格等 ※技術者①、②の2人を配置すること。	種類	管理技術者	
		専任配置の要否	否	
		技術者① 資格等	配置する技術者の要件は、以下の①～③の全てを満たすこと。 ① 技術士法（昭和58年法律第25号）による二次試験のうち、技術部門を上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道一般及び下水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。 ② 下水道管路管理技士資格において、主任技師もしくは総合技師の資格を有している者であること。 ③ 管更生技士(下水道)の資格を有している者であること。	
			業務実績	下水道管路施設耐震診断調査等業務の実績を有するものとする。
			申請者との恒常的な雇用関係	入札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有するものであること。
			技術者② 資格等	配置する技術者の要件は、以下の①～③の全てを満たすこと。 ① 技術士法（昭和58年法律第25号）による二次試験のうち、技術部門を上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道一般及び下水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。 ② 下水道管路管理技士資格において、主任技師もしくは総合技師の資格を有している者であること。 ③ 管更生技士(下水道)の資格を有している者であること。
		業務実績	下水道管路施設耐震診断調査等業務の実績を有するものとする。	
	申請者との恒常的な雇用関係	入札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有するものであること。		

4 入札参加資格審査申請書等の交付

本件入札の申請書等の様式は、入札情報公開システムで公開するとともに、本件入札の参加希望者に対し、次のとおり申請書等の様式を交付する。なお、本件公告の各期間等における、「執務時間内」とは、伊方町執務時間規則（平成17年伊方町規則第2号）第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

(1) 交付期間	令和7年9月1日（月）から令和7年9月5日（金）までの執務時間内
(2) 交付場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課
(3) 交付方法	無料で交付する。（公告の様式を印刷して使用しても構わないこととする。）

5 入札参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、電子入札システムに、次のとおり入札参加資格審査申請書及び添付書類等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。紙入札方式の場合は、提出書類を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書等を提出しなかった者又は審査の結果入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(1) 提出期間	令和7年9月1日（月）午前9時から令和7年9月8日（月）午後5時15分まで	
(2) 提出場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課 ※紙入札方式の場合は、上記場所に持参にて提出 ※電子入札方式の場合は、電子入札システムにて提出	
(3) 提出部数	1部	
(4) 提出書類	ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	
	イ 業務実績調書（様式第2号）	
	ウ 配置予定技術者の資格・業務経験（様式第3号）	
	エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定の写し	
	オ 上記3（7）（10）を証明する為の資料	
(5) 入札参加資格審査結果	ア 通知期限	令和7年9月16日（火）
	※電子入札方式の場合、電子入札システムで入札参加資格確認通知書を発行する。 ※紙入札方式の場合、文書で入札参加資格確認通知書を発行する。	
	イ 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、書面（様式は任意）を持参し、説明を求めることができる。	
	① 申立期限	令和7年9月19日（金）までの執務時間内
	② 申立場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課
	③ 回答期限	令和7年9月24日（水）
(6) 入札辞退について	ア 入札書提出前にあつては、電子入札方式の場合は、入札書提出締切日時までに入札辞退届を提出するものとする。紙入札方式の場合は、入札辞退届（別記様式）を契約担当者に持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行う。※持参の場合も入札日の前日までに提出すること。	
	イ 入札書提出後にあつては、原則として引換え、変更又は取り消しを認めない。	
	ウ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。	

6 設計図書の閲覧

入札情報公開システム内で、令和7年9月1日（月）から令和7年9月25日（木）まで閲覧に供するとともに、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間	令和7年9月1日（月）から令和7年9月25日（木）までの執務時間内
(2) 閲覧場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課

7 設計図書の交付

入札情報公開システム内で、令和7年9月1日（月）から令和7年9月8日（月）まで閲覧に供するとともに、次のとおり閲覧に供する。

(1) 交付期間	令和7年9月1日（月）から令和7年9月8日（月）までの執務時間内	
(2) 交付場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課 電話番号 0894-38-2659	
(3) 交付方法	無償交付の場合	USBメモリ（空き容量が 3MB 以上のものに限る）を持参のこと。 なお、この場合は上記交付場所において、交付希望者持参のUSBメモリに、PDF形式のデータで提供することとし、事前予約は要しないものとする。
	有償交付の場合	交付希望者は、購入する日の前日の執務時間内の午前中までに電話予約すること。（1ページ当り10円）

※設計図書の閲覧及び交付については、3（7）、3（8）の要件を満たすものに対し行うものとする。

8 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問		
設計図書に対する質問がある場合は、質問事項を記載した書面（様式は任意）を次により提出（FAX可）すること。（電子入札システムよりの質問も受け付ける。）		
ア 提出期間	令和7年9月1日（月）から令和7年9月11日（木）までの執務時間内	
イ 提出場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町上下水道課 下水道係	
ウ FAXの場合の送信先	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課（FAX 0894-38-1373）	
(2) 回答書は、FAXにより直接質問者に回答するとともに閲覧に供する。（入札情報公開システムにても公表する。）		
ア 閲覧期間	令和7年9月16日（火）から令和7年9月25日（木）までの執務時間内	
イ 閲覧場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課	

9 入札及び開札

(1) 入札期間	令和7年9月22日(月) から令和7年9月25日(木) 午後5時15分まで
(2) 開札場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町庁舎 3階 会議室
(3) 開札日時	令和7年9月26日(金) 13:30～
(4) 入札書の提出方法	
ア 電子入札方式の場合	
① 電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ番号(任意の3桁の数字)を入力 のうえ、入札書を提出すること。	
② 入札の期間は、令和7年9月22日(月) から令和7年9月25日(木) 午後5時15分 までとする。	
イ 紙入札方式の場合	
① 入札書の様式は、別紙のとおりとし、入札書については、二重封筒とし、外封筒に は「入札件名」及び「入札書在中」の旨を記載し、入札書は別の中封筒に入れ、中封 筒には「入札件名」、「入札参加者名」及び「入札書」を記載し、密封すること。 また、入札時には次の書類を併せて、伊方町役場総合政策課に持参等で提出するこ と。	
② 入札の期間は、令和7年9月22日(月) から令和7年9月25日(木) 午後5時15分 までとする。	

(5) 入札方法	
ア	入札回数は2回とし、それでもなお不落札の場合は見積を2回行う。
イ	再入札の日時については、開札後に発行する再入札通知書により通知するので、再入札できる体制でいること。
ウ	見積の2回目で落札者が無い場合は、設計図書の再検討を行い、その結果により再入札等の措置を講じる。
エ	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を入札書に記載すること。
オ	落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

1 0 落札者の決定方法

伊方町財務規則（平成17年伊方町規則第51号）第116条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、当該入札価格では契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

1 1 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	契約に際しては請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供、金融機関又は前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1 2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札
(2) 入札に関する条件に違反した入札
(3) 入札者又はその代理人がした2通以上の入札
(4) 代理権限のない者のした入札
(5) 入札金額を訂正した入札及び記名押印のない入札
(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明りょうであると認められる入札
(7) 入札について不正の行為があったと認められる場合

1 3 契約書作成の要否

要

1 4 電子契約の可否

この契約の締結は、受注者の希望により電子契約の方法によることができる。

※電子契約を希望する場合のみ、開札日までに電子契約利用申請書を入札・受付担当に提出すること。

1 5 契約の成立

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件（入札に参加する者に必要な資格）のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

1 6 支払条件

(1) 前金払	契約金額の10分の3以内について、請求できる。
---------	-------------------------

1 7 その他

(1) この公告に定めのない事項については、伊方町財務規則及び関連する法令、規則及び要綱等による。			
(2) 詳細又は不明な点については下記の担当課に照会すること。			
区 分	担当課	電話番号	住 所
入札・受付担当	総合政策課	0894-38-2659 (直通)	〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
事業担当 (契約手続含む)	上下水道課 下水道係	0894-38-2654 (直通)	同上